

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	行政財産（教育財産に限る）の目的外使用の許可
根拠法令及び条項	地方自治法第 238 条の 4 第 7 項
所管部課・係名	教育委員会事務局 学校施設管理課
審査基準	<p>関係条項</p> <p>財務規則第 122 条第 1 項 行政財産の使用許可に係る基準 学校施設の目的外使用における倉庫等設置要綱</p>
	<p>【地方自治法】</p> <p>第 238 条の 4 第 1 項から第 6 項 省略 7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。 第 8 項及び第 9 項 省略</p> <p>【財務規則】 (行政財産の使用許可)</p> <p>第 122 条 主管部課長は、次の各号に掲げる場合に限り、法第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づき行政財産の使用を許可することができる。</p> <p>(1) 当該行政財産を利用する者のために食堂、売店その他の厚生施設を設置するとき。</p> <p>(2) 学術調査、研究、体育活動、行政施策の普及、その他の公益目的のために講演会、研究会、運動会等の用に短期間供するとき。</p> <p>(3) 災害、その他の緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として短期間その用に供するとき。</p> <p>(4) 前 3 号に掲げるもののほか、主管部課長が特にその必要があると認めるとき。</p> <p>【行政財産の使用許可に係る基準】</p> <p>財務規則第 122 条第 4 号に規定する「主管部課長が特にその必要があると認めるとき」の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会生活又は当該地域住民の日常生活に不可欠な役務の提供を行う電気事業、ガス事業、通信事業その他の公益事業の用に供するためやむを得ないと認められるとき ・ 市の事務又は事業の遂行上必要不可欠なもので、本市が積極的に協力する必要があると認められるとき（市が連携、協賛、後援する事業など） ・ 国、地方公共団体その他公共的団体が公用、公共又は公益事業の用に供するため使用するとき（信号機、防犯灯、防災資機材庫、広報用掲示板の設置など） ・ 本市の行政財産を使用しなければ、隣接する家屋等の新築、解体、建替等のための工事用足場、資材置場、搬入用通路等の確保が困難であり、当該行政財

		<p>産を使用させることがやむを得ないと認められるとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該財産を寄付した等の縁故を有するものであり、その使用目的が公用、公共用又は公益を目的とした事業の用に供するためやむを得ないと認められるとき ・ 地方公務員法に基づく職員団体、労働組合法に基づく労働組合及び（財）豊中市職員厚生会（いずれも本市の職員で構成する団体に限る。）が事務等の用に供するため使用するとき ・ 広告その他行政財産の効率的利用に資すると認められるとき <p>【学校施設の目的外使用における倉庫等設置要綱】 （使用許可の条件）</p> <p>第4条 教育委員会は、次の各号のいずれにも該当する簡易な倉庫等の設置を行う場合のみ学校施設の使用を許可することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> （1） 学校教育上及び学校施設の管理上支障がないと認めるもの （2） 社会教育その他公共のために利用するもの （3） 安全性が確保されており、速やかに原状回復が可能なもの （4） 床面積が、10㎡以下のもの
	参考事項	
	設定等年月日	平成24年11月設定（豊中市設定）（平成26年1月最終変更）
標準処理期間	標準処理期間	総日数 新規事案 40日 継続事案 30日 （注：休日は含まない）
	内訳	経由期間 日 処分期間 日
	設定等年月日	平成24年11月設定（豊中市設定）（平成26年1月最終変更）
	備考	

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	市立学校講堂設備の使用承認		
根拠法令及び条項	市立学校講堂設備の使用に関する条例第 5 条		
所管部課・係名	教育委員会事務局 学校施設管理課		
審査基準	関係条項	市立学校講堂設備の使用に関する条例施行規則第 3 条	
	基準	<p>【市立学校講堂設備の使用に関する条例】</p> <p>第 5 条 設備は、次の各号のいずれかに該当するものに限り、使用を承認する。</p> <p>(1) 法令によって使用を認められているもの</p> <p>(2) 官公署及びこれに準ずる公共的性質を有する団体の主催する行事</p> <p>(3) P・T・A の主催する行事</p> <p>(4) 在学する学校長の同意を得て開催する学生、生徒の映画会及び音楽会</p> <p>(5) 公選議員の行う議会報告演説会。但し、代人及び公選議員でない者が出演し、又は出演する虞のある場合を除く。</p> <p>(6) 協同組合、同業組合、労働組合等の組合員のみが行う組合本来の集会</p> <p>2 前項各号に該当するものであっても、次の各号のいずれかに該当するものは承認しない。</p> <p>(1) 党派的政治目的(公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)による演説会を除く。)又は宗教的宣教目的を有すると認められるもの</p> <p>(2) P・T・A の主催するもの以外の興行その他営利を目的とすると認められるもの</p> <p>(3) 公益を害する虞のあるもの</p> <p>(4) 建物又はその附属物を損ずる虞のあるもの</p> <p>(5) 管理上支障があると認めるもの</p> <p>(6) その他教育委員会において不相当と認めるもの</p>	
	参考事項		
	設定等年月日	平成 9 年 10 月 1 日設定	
	標準処理期間	総日数 10 日 (注: 休日は含まない)	
標準処理期間	内訳	経由期間 3 日 (学校)	
		処分期間 7 日 (教育委員会事務局 学校施設管理課)	
	設定等年月日	平成 9 年 10 月 1 日設定	
備考			

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	市立学校講堂設備の使用料の減免								
根拠法令及び条項	市立学校講堂設備の使用に関する条例第3条第3項								
所管部課・係名	教育委員会事務局 学校施設管理課								
審査基準	関係条項								
	<p>市立中学校講堂設備の使用に関する条例施行規則第5条</p> <p>【市立学校講堂設備の使用に関する条例】</p> <p>第3条</p> <p>第1項及び第2項（省略）</p> <p>3 教育委員会が特別の事情があると認めるときは、使用料を減免することができる。</p> <p>【市立学校講堂設備の使用に関する条例施行規則】</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第5条 条例第3条第3項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、それを証するに足る書類を申込書に添付しなければならない。</p> <p>【市立学校講堂設備の使用料の減免に関する規定（内規）】</p> <p>(1) 官公署又は別表第1に掲げる本市に所在する公共的性質を有する団体が主催する行事</p> <p>(2) 別表第2に掲げる組織を構成する団体が行うスポーツ振興又は生涯学習を目的とする活動及び行事</p> <p>(3) 別表第3に掲げる団体が主催するスポーツ振興を目的とする活動及び行事</p> <p>(4) P T Aが主催する行事（P T Aの会員等で構成する団体のスポーツ活動を除く。）</p> <p>(5) 別表第4に掲げる市地域団体又は教育委員会が特に認める団体が主催する地域貢献又は青少年の健全育成を目的とする活動及び行事</p> <p>別表第1</p> <table border="1"> <tr><td>幼稚園</td></tr> <tr><td>保育所・保育園</td></tr> <tr><td>認定こども園</td></tr> <tr><td>社会福祉協議会</td></tr> <tr><td>(一財) 豊中交通安全協会・豊中南交通安全自動車協会</td></tr> </table> <p>別表第2</p> <table border="1"> <tr><td>豊中市体育連盟</td></tr> <tr><td>豊中市スポーツ少年団本部</td></tr> <tr><td>てしま総合型ローズクラブ（豊島小学校を使用する場合に限る。）</td></tr> <tr><td>公民分館（設置校区の小学校又は中学校を使用する場合に限る。）</td></tr> </table>	幼稚園	保育所・保育園	認定こども園	社会福祉協議会	(一財) 豊中交通安全協会・豊中南交通安全自動車協会	豊中市体育連盟	豊中市スポーツ少年団本部	てしま総合型ローズクラブ（豊島小学校を使用する場合に限る。）
幼稚園									
保育所・保育園									
認定こども園									
社会福祉協議会									
(一財) 豊中交通安全協会・豊中南交通安全自動車協会									
豊中市体育連盟									
豊中市スポーツ少年団本部									
てしま総合型ローズクラブ（豊島小学校を使用する場合に限る。）									
公民分館（設置校区の小学校又は中学校を使用する場合に限る。）									

		別表第3 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">校区スポーツ振興会</div> 別表第4 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">自治会（区域の属する校区の小学校又は中学校を使用する場合に限る。）</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">青少年団体連絡協議会に所属する団体</div>
	参考事項	
	設定等年月日	平成9年10月1日設定
標準処理期間	標準処理期間	総日数 10日（注：休日は含まない）
	内訳	経由期間 3日（学校） 処分期間 7日（教育委員会事務局 学校施設管理課）
	設定等年月日	平成9年10月1日設定
	備考	

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	市立学校講堂設備の使用料の還付	
根拠法令及び条項	市立学校講堂設備の使用に関する条例第 10 条	
所管部課・係名	教育委員会事務局 学校施設管理課	
審査基準	関係条項	
	基準	<p>【市立学校講堂設備の使用に関する条例】</p> <p>第 10 条 既納の使用料は、これを還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することがある。</p> <p>(1) 使用者の責任によらない事由によって使用することができないとき。</p> <p>(2) 本市の都合によって使用承認を取り消したとき。</p> <p>(3) 使用の前日までに、使用承認の取消しを申し出て、教育委員会が相当の理由があると認めたとき。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9 年 1 0 月 1 日設定
標準処理期間	標準処理期間	総日数 1 0 日 (注：休日は含まない)
	内訳	<p>経由期間 3 日 (学校)</p> <p>処分期間 7 日 (教育委員会事務局 学校施設管理課)</p>
	設定等年月日	平成 9 年 1 0 月 1 日設定
備考		

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	情報システムの登録	
根拠法令及び条項	豊中市屋外運動場照明施設情報システム規則第3条及び第4条	
所管部課・係名	教育委員会事務局 学校施設管理課	
審査基準	関係条項	
	基準	<p>【豊中市屋外運動場照明施設情報システム規則】</p> <p>第3条 屋外運動場照明施設の使用について情報システムを利用しようとする者は、あらかじめ豊中市教育委員会（以下「委員会」という。）の登録を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定による登録を受けることができる者は、次の各号に掲げる者で構成されている団体とする。</p> <p>(1) 市内に居住している者</p> <p>(2) 市内に勤務している者</p> <p>第4条 前条第1項の規定により登録を受けようとする者は、あらかじめ委員会に利用登録申込書を提出しなければならない。</p> <p>2 委員会は、前項の申込書の提出があったときは、その内容を審査し、登録資格を有すると認めるときは、その者を情報システム利用者として登録するものとする。</p> <p>3 省略</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成9年10月1日設定
標準処理期間	標準処理期間	総日数 即日 （注：休日は含まない）
	内訳	<p>経由期間 日</p> <p>処分期間 日</p>
	設定等年月日	平成9年10月1日設定
備考		

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名		使用承認
根拠法令及び条項		豊中市屋外運動場照明施設情報システム規則第 11 条及び第 12 条第 1 項
所管部課・係名		教育委員会事務局 学校施設管理課
審査基準	関係条項	
	基準	<p>【豊中市屋外運動場照明施設情報システム規則】</p> <p>第 11 条 登録者は、屋外運動場照明施設を使用しようとするときは、情報システムの利用により使用承認の申込みを行うことができる。</p> <p>2 前項の申込みは、所定の事項を街頭端末機、パーソナルコンピュータ等から入力することによって行うものとする。</p> <p>第 12 条 情報システムによる使用承認の決定は、コンピュータ抽選によるものとする。</p> <p>2 省略</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9 年 1 0 月 1 日設定
標準処理期間	標準処理期間	総日数 1 0 日 (注：休日は含まない)
	内訳	<p>経由期間 日</p> <p>処分期間 日</p>
	設定等年月日	平成 9 年 1 0 月 1 日設定
備考		

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名		使用料の減免
根拠法令及び条項		豊中市立小・中学校屋外運動場照明施設の使用料に関する条例 第2条第3項
所管部課・係名		教育委員会事務局 学校施設管理課
審査基準	関係条項	
	基準	【豊中市立小・中学校屋外運動場照明施設の使用料に関する条例】 第2条 第1項及び第2項 省略 第3項 教育委員会は、市が主催して行うもののほか、特別な事由があると認めるときは、第1項に規定する使用料を減免することができる。
	参考事項	
	設定等年月日	平成9年10月1日設定
標準処理期間	標準処理期間	総日数 10日 (注：休日は含まない)
	内訳	経由期間 3日 (学校) 処分期間 7日 (教育委員会事務局 学校施設管理課)
	設定等年月日	平成9年10月1日設定
備考		

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	使用料の返還	
根拠法令及び条項	豊中市小・中学校屋外運動場照明施設の使用料に関する条例第3条	
所管部課・係名	教育委員会事務局 学校施設管理課	
審査基準	関係条項	
	基準	【豊中市立小・中学校屋外運動場照明施設の使用料に関する条例】 第3条 既納の使用料は、これを還付しない。ただし、使用者の責めによらない事由により使用することができないときその他教育委員会が特に必要があると認める場合は、その全部又は一部を返還することがある。
	参考事項	
	設定等年月日	平成9年10月1日設定
標準処理期間	標準処理期間	総日数 10日 (注：休日は含まない)
	内訳	経由期間 3日 (学校) 処分期間 7日 (教育委員会事務局 学校施設管理課)
	設定等年月日	平成9年10月1日設定
備考		